

仕 様 書

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

(担当 中西（努）・中西（智） 電話 222-3119)

件 名	京都市久世ふれあいセンター清掃業務委託
契 約 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契 約 条 件	別紙仕様書のとおり

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

仕様書

1 委託対象物件の概要

- (1) 名 称 京都市久世ふれあいセンター
 (2) 所在地 京都市南区久世築山町 3 2 8 番地
 (3) 建築構造 鉄筋コンクリート 3 階建
 (4) 面積 (老人ホーム側を含まず)

ア 敷地面積 1, 7 1 3. 8 6 m²

イ 延床面積

1 階 9 6 0. 8 0 m²

2 階 5 1 3. 0 9 m²

屋上階 4 6. 9 0 m²

合計 1, 5 2 0. 7 9 m²

なお、各室等の清掃面積については別表記載のとおりとする。

(5) 開所時間

文化・スポーツ施設	午前 9 時から午後 9 時まで
図書施設	午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで。ただし、木曜日（休日または 1 2 月 2 8 日に当たる場合を除く。）は、午前 1 1 時 3 0 分から午後 7 時まで

(6) 清掃不要日

火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日の後最初に到来する休日でない日）並びに 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで。ただし、年 4 回のワックスがけ等別表に記載する定期清掃は、休所日が適するので、この限りではない。

2 清掃時間

受注者は、開所日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間に清掃業務を行うものとする。ただし、その他の日時に行うことが特に必要な場合等、清掃業務実施上の細部次項については、久世ふれあいセンター職員と協議のうえ、決定するものとする。

3 清掃方法

- (1) 毎日清掃 受注者、別表 1 に示す場所について床面及び什器、設備（ドア、手摺、金具類、電話機及び机、椅子等の備品を含む。）を 1 日 1 回清掃するものとする。著しい汚物のあった場合には自発的に、またはセンター職員の指示によりその部分の清掃を行う。
- (2) 定期清掃 受注者は、別表 2 及び別表 3 に示す場所を定期的に清掃するものとする。ただし、フローリングのワックスは、機械を使用せずにモップ等によるものとする。
- (3) 関連業務
- ア 本市が支給するトイレトペーパー及び石鹸水を各便所に補給すること。
- イ ごみ類は、本市が支給するゴミ袋に収納し、毎日所定の場所に集積し、週 2 回屋外集積所に集積すること。

4 清掃器具及び材料

- (1) 器 具 催物及び会議等に支障が生じる騒音を発するものは使用しないこと。
- (2) 材 料 各材質に適した薬品を使用し、最も効果的な方法で清掃すること。なお、業務開始前に薬品名、使用場所を記したリストを本市に提出すること。
- (3) 電気代等 清掃業務実施のために必要とする電気、ガス、水道料金は本市が負担する。
- (4) 消耗品・用具等 この仕様書に本市が支給する旨を明記したもの以外は、受注者の負担とする。

5 控室の提供

本市職員の更衣室の一部を、清掃員控室とする。

6 支払い条件その他

- (1) 委託料は既済分を1箇月単位で、受注者の適法な請求に基づき、請求書提出後30日以内に支払うものとする。
- (2) 清掃業務に伴って建物または付属物を破損または紛失したときは、受注者がその損害を賠償すること。
- (3) 清掃業務の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法規を遵守すること。
- (4) 清掃業務中に生じた事故については、すべて受注者の責任において処理し、事故内容及び原因等について速やかに久世ふれあいセンター職員に報告すること。
- (5) 清掃業務中に遺失物を発見したときは、速やかに久世ふれあいセンター事務室に届け出ること。
- (6) 清掃員は、本市の承認を得た一定の制服を着用すること。
- (7) 本仕様書に掲げる以外の業務が生じた場合は別途契約するものとする。
- (8) 受注者は本業務の一括再委託を行わないこと。

7 報告書の提出

- (1) 受注者は、清掃業務実施報告書を毎日、月報を毎月提出するものとする。
- (2) 受注者は、この契約締結後速やかに年間定期清掃予定表を提出すること。

毎日清掃箇所

階	場所	面積(㎡)	床材質	清掃方法	清掃頻度
1	ホール、前室	181	フローリング貼	除塵及びモップ拭	適宜
	控室	10			
	ホワイエ 1、2	79			
	玄関ホール	80			
	廊下、階段	76	ローリング貼 モザイク	除塵及びモップ拭	毎日
	エレベータ	1	ビニールシート		
	風除室	13	御影石貼		
	事務室	40	フローリング貼		
	更衣室、湯沸室	16	フローリング貼 畳敷	除塵及びモップ拭 箒掃きまたは掃除機	適宜
	打合せ室	19	フローリング貼	除塵及びモップ拭	
	図書館 AV 室、幼児コーナー	228	フローリング貼 カーペット敷	除塵及びモップ拭 電気掃除機	毎日
	図書館事務室、更衣湯沸室	76	フローリング貼	除塵及びモップ拭	
	便所（南側）	43	フローリング貼 タイル貼	除塵及びモップ拭 デッキブラシ等で洗剤 洗淨	
便所（北側）	47				
玄関ポーチ	39	赤レンガ	箒掃き		
2	トレーニングルーム	129	フローリング貼	除塵及びモップ拭	毎日
	ロビー	34			
	和室	70	畳敷、床縁、縁甲板、 玄昌石	箒掃きまたは掃除機 除塵及びモップ拭	適宜
	会議室 1、2	56	フローリング貼	除塵及びモップ拭	
	廊下、階段	113	フローリング貼 モルタル		毎日
	自販機、湯沸室	12	フローリング貼		
	便所、更衣室、シャワー室	83	フローリング貼 タイル貼 藤マット	除塵及びモップ拭 洗剤洗淨 箒掃きまたは掃除機	

注 1 便所は床のほかに次の各項も含む。

- (1) 大小便器はトイレ洗剤で洗淨し、汚れを除く。
- (2) 洗面台は洗剤とスポンジで拭き上げる。
- (3) 鏡は乾拭きを行う。

注 2 シャワー室は、すのこを上げて、すのこ下のタイルもデッキブラシによる洗淨を行う。

注 3 清掃頻度について、適宜の場合は職員との協議により、必要に応じて清掃を行う。

定期清掃箇所

階別	場所	面積(㎡)	床材質	清掃回数	清掃方法	
1、2	別表1の各室		フローリング貼	年4回	洗剤拭き及びワックスがけ	
			ビニールシート		洗剤拭き	
			御影石貼		洗剤洗淨	
			畳敷、床縁		雑巾掛け	
			縁甲板、玄昌石		洗剤洗淨	
			モルタル		洗剤洗淨	
			モザイク		洗剤拭き及びワックスがけ	
			藤マット		雑巾掛け	
			タイル貼	月1回	洗淨洗剤	
			カーペット	除外		
1	中庭	69		年4回	箒掃き及び雑草刈	
	ふれあい庭	43				
	駐車場及び外庭	753				
	屋外階段1	8			鉄板	箒掃き
	屋外階段2	16			モルタル	
2	屋上庭園	121	モルタル	年4回	箒掃き及びベンチ拭き	
	屋上広場	250			除塵及びモップ拭	
	バルコニー（東側）	27				
	バルコニー（中央）	10				
	バルコニー（西側）	69				
	屋外階段1	8	鉄板		箒掃き	
	屋外階段2	8	モルタル		除塵及びモップ拭	
	ギャラリー	40				
3	階段、踊り場	26	モルタル	年4回	除塵及びモップ拭	

床以外

1～3	窓ガラス、扉ガラス	459	—	年 2 回	洗剤拭き
1、2	各事務所、便所等 換気扇	25 箇所	—	年 2 回	清掃

*換気扇清掃の際に換気扇下部の壁に埃等の付着があった場合、拭き取りを実施すること。

定期清掃（網戸）

項目	仕様
定期清掃内容	窓、扉等に設けられている網戸を年 1 回洗浄するものとする。
時期	初夏を目途に久世ふれあいセンターと協議のうえ、決定する。

網戸のサイズ（単位：c m）

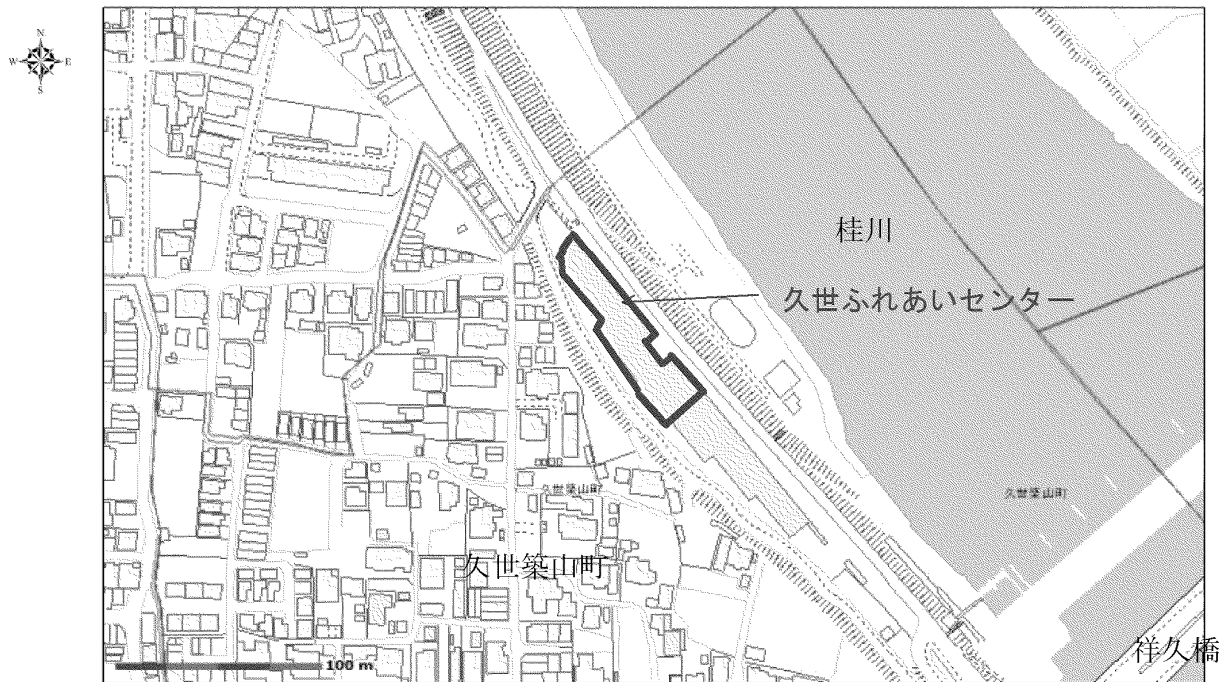
タイプ	タテ	ヨコ
A	200	100
B	130	80
C	80	60
D	40	80

※ 網戸の大きさは、窓の大きさが異なる等から、上記寸法と 2 割程度の相違がある。

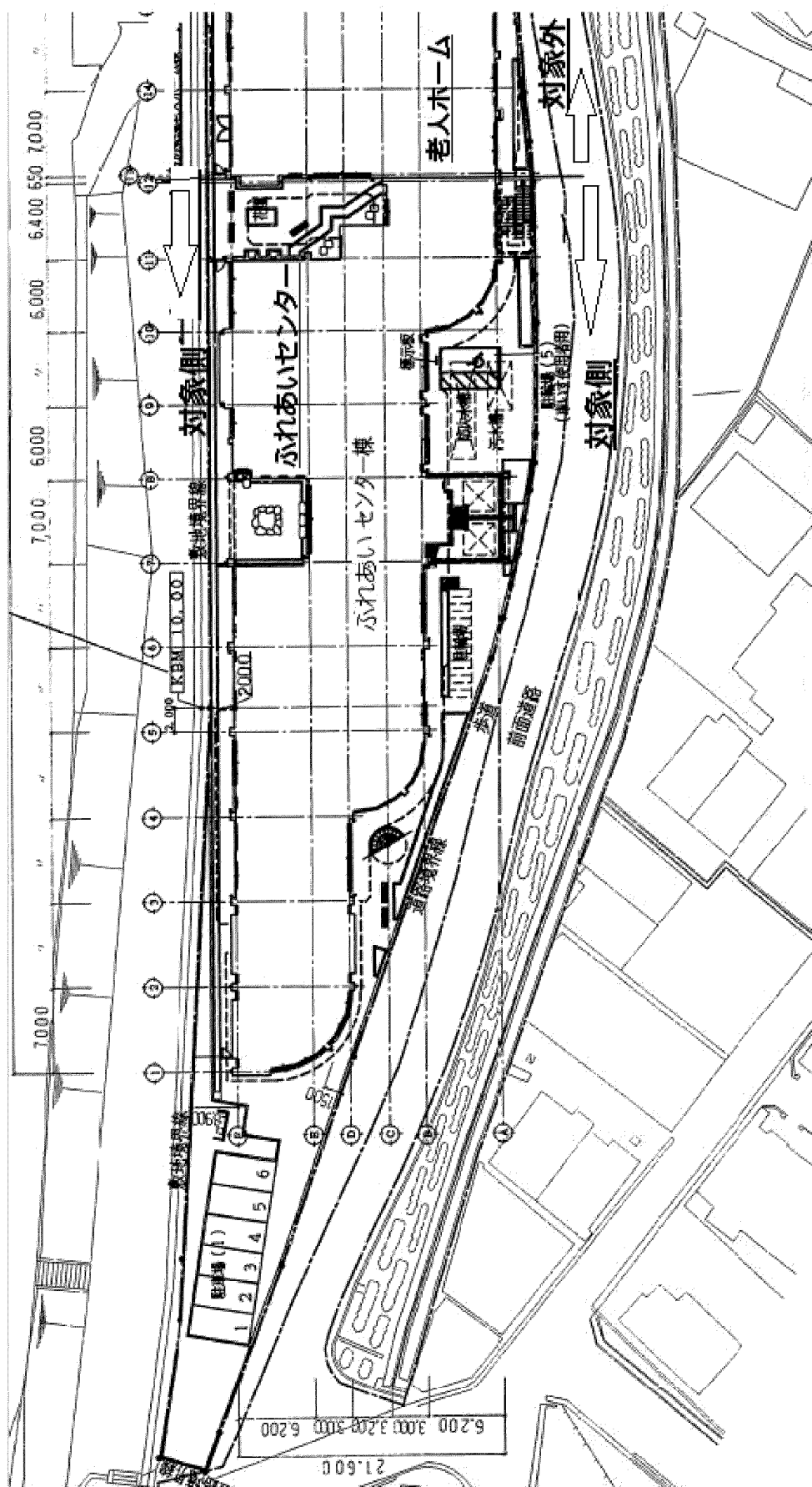
網戸の数量（単位：枚）

タイプ別	1 階	2 階	3 階	計
A	23	23		46
B	12	2		14
C	17	14	5	36
D	13	8		21
計	65	47	5	117

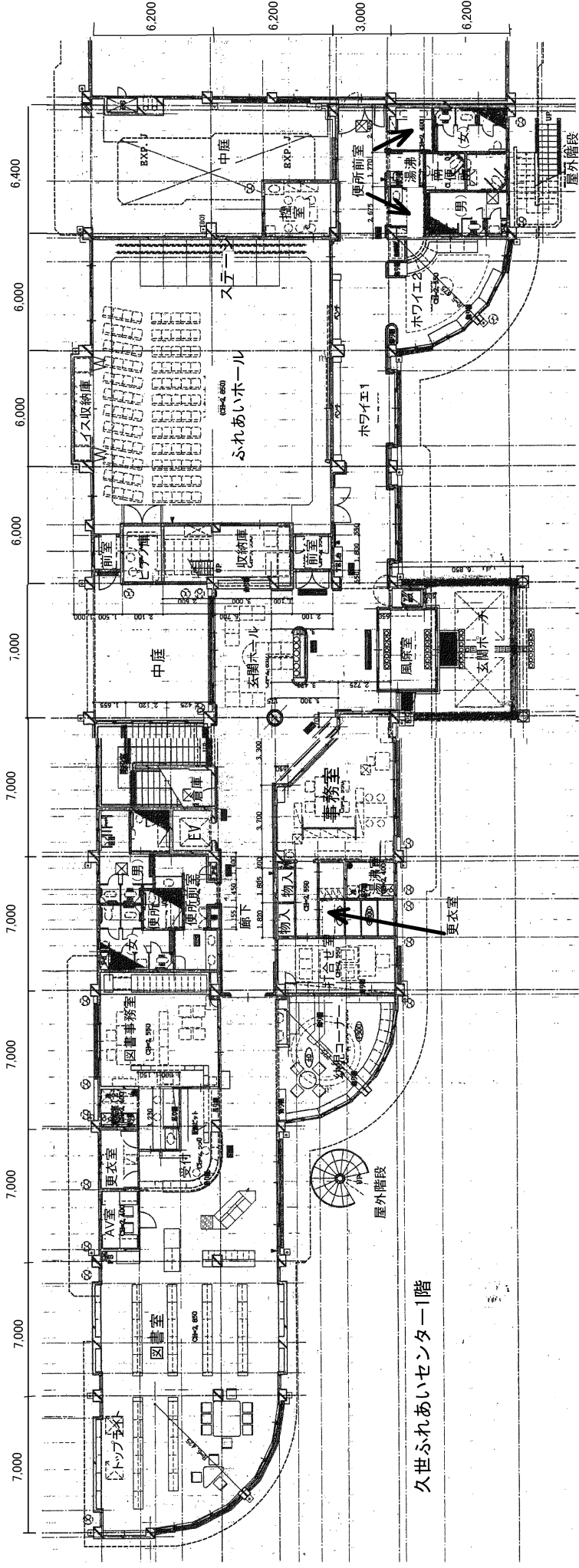
久世ふれあいセンター付近見取図



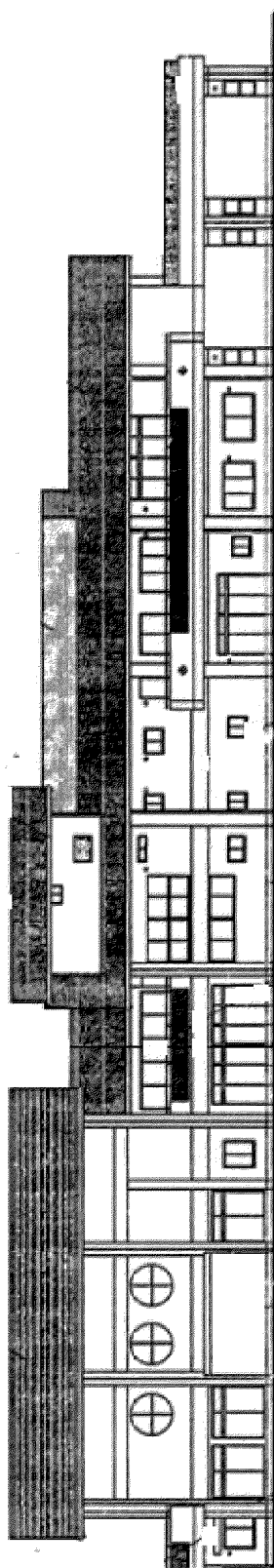
縮尺 1/2500



久世ふれあいセンター敷地・棟境界図

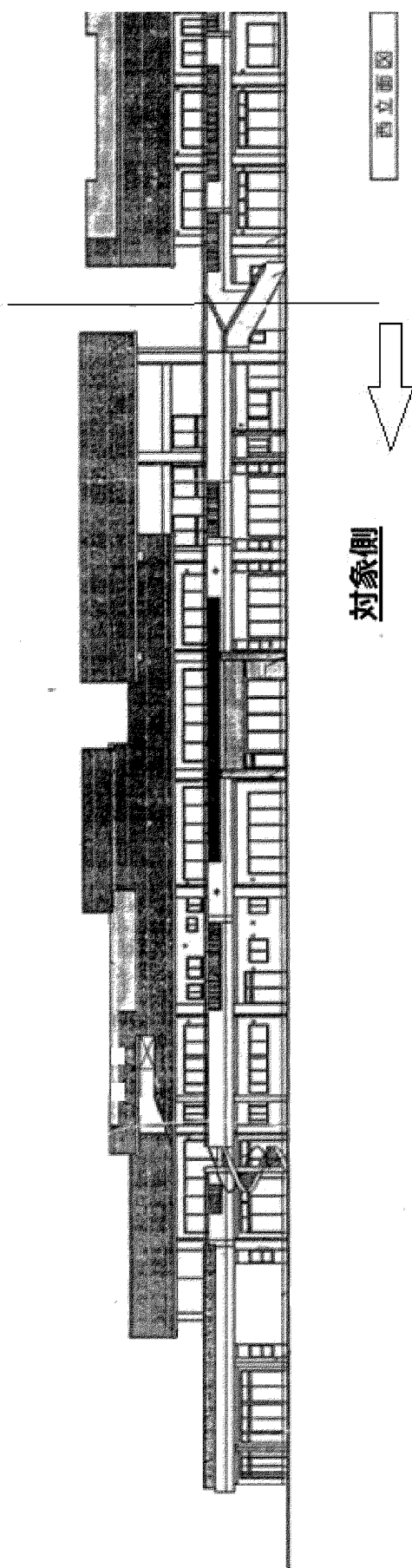


久世ふれあいセンター1階



対象側

久世ふれあいセンター東立面



対象側

西立面図

久世ふれあいセンター西立面